

和泉市人権啓発研修活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の団体（校区、町会・自治会、各種団体）、事業者等（以下「団体等」という。）が実施する人権に関する研修活動、啓発活動に対し、要する費用の一部を助成し、市民の人権意識の高揚と指導者の養成を図り、もって人権施策の推進に寄与することを目的とする。

(助成対象事業等)

第2条 この要綱により当該年度に助成する事業（以下、「助成事業」という。）及び助成金の金額は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、予算に定める範囲内とする。

- 1 講師等を招き実施又はオンライン配信などの人権研修 上限25,000円
- 2 対象経費は、講師謝礼・会場借上料・資料代に限る。
- 3 市長が必要と認めたときは、前1項に規定する金額等を変更することができる。
- 4 助成金の交付は、1会計年度につき1団体等あたり1事業とする。

(対象者)

第3条 この要綱により和泉市人権啓発研修活動助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、市内で人権に関する啓発活動を行う団体等とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、和泉市人権啓発研修活動助成金交付申請書（様式第1号）に、研修に係る関係書類等を添付し、市長に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、当該書類についてその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、和泉市人権啓発研修活動助成金交付決定通知書（様式第2号）又は和泉市人権啓発研修活動助成金結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業計画の変更)

第6条 第4条の交付申請書を提出した者が、その後においてやむを得ない理由により、その事業計画の一部を変更し、又は中止しようとするときには、和泉市人権啓発研修活動助成金変更交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式は任意）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の変更交付決定)

第7条 市長は、前条の変更交付申請書を受理したときは、当該書類についてその内容を

審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、和泉市人権啓発研修活動助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、事業実施後1か月以内に、和泉市人権啓発研修活動助成金実績報告書（様式第6号）のほか、市長が必要と認める書類を添えて、その指定する時期までに提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を決定して、助成事業者に対し、和泉市人権啓発研修活動助成金交付確定通知書（様式第7号）を通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 助成事業者は、前条に規定する助成金の額の確定について通知を受けたときは、和泉市人権啓発研修活動助成金交付請求書（様式第8号）により、助成金の交付を請求しなければならない。

（助成金の概算払い）

第11条 市長は、助成金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、第5条の規定による助成金交付決定額の一部を概算払いにより交付することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による助成金の概算払いを受けようとするときは、和泉市人権啓発研修活動助成金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。この場合において、概算払いにより交付を受けることができる助成金の額は、助成事業の実施前に必要とする経費のみとする。

3 市長は、前項の規定により概算払いによる交付の請求を受けたときは、概算払いによる交付を行う必要性を精査し、必要と認めるときは、速やかに当該請求に係る助成金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第12条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（2）正当な理由がなく、状況報告若しくは実績報告をしないため助成事業の内容が確認できないとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 市長は、第9条の規定により助成金の額を確定したとき、既にその額を超える助成金が交付されている場合は、和泉市人権啓発研修活動助成金還付請求書（様式第10号）により助成事業団体等にその返還を求めるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月9日改正)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日改正)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話番号）

年度和泉市人権啓発研修活動助成金交付申請書

和泉市人権啓発研修活動助成金の交付について、和泉市人権啓発研修活動助成金交付要綱
第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円
研修等名	
主催団体名	
開催日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
開催場所	
研修等の目的 及び内容	（ 目 的 ） （ 内 容 ）
総事業経費	円 （うち対象経費 円）
対象経費の内訳	

様式第3号（第5条関係）

和泉 第 号
年 月 日

様

和泉市長

年度和泉市人権啓発研修活動助成金

結 果 通 知 書

年 月 日付で、交付申請のあった和泉市人権啓発活動研修助成金について審議した結果、次のとおり交付しないことに決定したので、和泉市人権啓発活動研修助成金交付要綱第5条に基づき、通知します。

記

1 研修名 _____

2 理由 _____

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

連絡先(電話番号) _____

年度和泉市人権啓発研修活動助成金

変 更 交 付 申 請 書

年 月 日付けで申請をした和泉市人権啓発研修活動助成金に係る事業計画を変更したいので、和泉市人権啓発研修活動助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 変更事項

①変更前

②変更後

2. 変更理由及び効果

様式第5号（第7条関係）

和泉 第 号
年 月 日

様

和泉市長

年度和泉市人権啓発研修活動助成金

変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました和泉市人権啓発活動研修助成金については、次のとおり変更することを決定したので、和泉市人権啓発活動研修助成金交付要綱第7条の規定により、通知します。

変更交付決定額

金

円

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

連絡先（電話番号） _____

和泉市人権啓発研修活動助成金実績報告書

年 月 日付けで助成金交付の決定のあったことについて、和泉市人権啓発研修活動助成金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり領収書等の関係書類を添えて報告します。

研 修 等 名	
主 催 団 体 名	
開 催 日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
開 催 場 所	
総 事 業 経 費	円 (うち対象経費 円)
研修等の内容・ 成果及び対象 経費の内訳	

様式第7号（第9条関係）

和泉 第 号
年 月 日

様

和泉市長

年度和泉市人権啓発研修活動助成金

交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付け、和泉 第 号により交付の決定をした和泉市人権啓発研修活動助成金について、次のとおり交付することに確定したので、和泉市人権啓発研修活動助成金交付要綱第9条の規定により、通知します。

交付確定額 金 円

様式第8号（第10・11条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

請求者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____
連絡先(電話番号) _____

年度和泉市人権啓発研修活動助成金
交 付 請 求 書

年 月 日付けで交付の（決定・確定）を受けた和泉市人権啓発研修活動助成金について、和泉市人権啓発研修活動助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

記

助成金等の	交付決定額								円
	交付確定額								円
助成金等の既交付額	年 月 日交付								円
	年 月 日交付								円
	年 月 日交付								円
	計								円
今回交付請求額									円

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫							
	農協・信用組合							支店
口座の種別	普通・当座	口座番号						
口座名義	ふりがな							

様式第9号（第12条関係）

和泉 第 号
年 月 日

様

和泉市長

年度和泉市人権啓発研修活動助成金
助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け、和泉 第 号で交付の決定をした和泉市人権啓発研修活動助成金について、次のとおり取り消したので、和泉市人権啓発研修活動助成金交付要綱第12条第2項の規定により、通知します。

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1 助成金取消金額 | 金 | 円 |
| 2 助成金取消後金額 | 金 | 円 |
| 3 取消理由 | | |

様式第10号（第13条関係）

和泉 第 号
年 月 日

様

和泉市長

年度和泉市人権啓発研修活動助成金

返 還 請 求 書

和泉市人権啓発活動研修助成金交付要綱第13条の規定により、 年 月 日
までに下記金額の返還を求めらる。

1 交付確定額	金	円
2 既交付済額	金	円
3 今回返金額	金	円